

京都市上下水道局告示第22号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所の変更届出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成23年6月6日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 西村 京三

1 届出業者名等

京都市伏見区久我本町4番地163

神原設備

神原 慶久

2 変更事項（営業所の変更）

京都市南区吉祥院石原開町8番地1から京都市伏見区久我本町4番地163に変更

（上下水道局下水道部管理課）